

目次

第1章 倒産という社会現象と法規制の必要性	1
I 倒産とは	1
1 経済用語としての倒産	1
2 手形の不渡りと銀行取引停止処分	2
II 法規制の必要性	3
1 倒産状態を放置すると	3
2 どのような法規制をすべきか	6
(1) 債権者平等原則・債務者の再生	6
(2) 個別的権利行使の禁止・債権の消滅行為（弁済など）の禁止	7
(3) 債務者財産の確保と債権者平等原則の貫徹	9
第2章 倒産手続の開始原因	11
I 破産における開始原因	11
1 支払不能	11
(1) 支払不能の定義	11
(2) 弁済期が到来していること	12
(3) 支払不能の具体例の説明	13
2 債務超過	14
(1) 資産と負債	14
(2) 資産と負債の評価	16
(3) 破産原因としての債務超過の資産の評価方法	17
(4) 債務超過と株主の財産的権利	18
(5) 債務超過が法人での破産原因になっている理由	18
3 支払停止と支払不能との関係について	19

(1) 支払停止の定義	19
(2) 支払停止の具体例	20
(3) 支払停止と支払不能に関する規定	21
II 民事再生と会社更生の開始原因	21
III 特別清算の開始原因	22
IV 特別調停の開始要件	23

第3章 倒産債務者・利用目的から見た倒産法 25

I 倒産債務者と利用目的	25
1 倒産債務者	25
2 利用目的	27
II 再建と清算	27
1 清算とは	28
2 再建とは	28
III 現行の倒産に関する法規	29
1 破産	30
(1) 同時廃止事件	31
(2) 異時廃止事件	31
(3) 配当事件	32
2 民事再生	33
(1) 通常再生	33
(2) 個人再生	34
3 会社更生	35
4 特別清算	35

第4章 倒産法の理念	37
I 法人格の維持と破産予防.....	37
1 その意味について.....	37
2 破産予防の理念からみた倒産手続の整序.....	38
II 債務者財産の確保.....	39
1 否認制度.....	40
2 相殺の禁止制度.....	40
3 危機時期について.....	41
III 債権者平等原則.....	42
1 手続債権の弁済における債権者平等原則.....	43
(1) 原則.....	43
(2) 例外としての衡平.....	44
2 不同意債権者に対する担保.....	49
IV 清算価値保障原則.....	49
第5章 倒産法の沿革	53
I 倒産法の立法主義.....	53
1 商人破産主義と一般破産主義.....	53
2 固定主義と膨張主義.....	54
3 懲戒主義と非懲戒主義.....	56
4 免責主義と非免責主義.....	57
II 我が国の沿革.....	58
1 江戸時代.....	58
(1) 裁判制度.....	59
(2) 身代限.....	60
(3) 分散.....	64

2	明治初期	67
3	明治中期	67
4	旧破産法	68
5	和議法	69
6	会社整理・特別清算	70
7	会社更生法	70
III	平成の倒産法制の抜本的改正	71
1	改正の契機	72
2	民事再生法の制定	73
3	消費者の再建型倒産手続・国際倒産法制	74
4	特定調停	76
5	会社更生法の改正	77
6	破産法の改正と倒産実体法の改正	77
7	特別清算の改正	79
第6章 各種債権の処遇		81
I	実体法上の優劣	81
1	公租公課と私債権	81
2	私債権間の優劣	83
3	一般の先取特権のある債権	84
II	倒産手続における各種債権の処遇	85
1	手続債権	85
(1)	破産	85
(2)	会社更生	85
(3)	民事再生	86
(4)	特別清算	86
2	手続債権としての要件	86

(1) 倒産手続開始前の原因に基づくこと	86
(2) 手続債権としての条件付請求権と将来の請求権	87
(3) 条件付請求権	88
(4) 将来の請求権	88
(5) 条件付請求権と将来の請求権の取扱い	90
(6) その他の手続債権の要件	93
3 手続債権の金銭化・現在化など	93
(1) 破産	93
(2) 個人再生	94
(3) 通常再生・会社更生・特別清算	95
4 手続外債権	95
(1) 財団・共益債権	96
(2) 一般優先債権	98
(3) 開始後債権	99
5 倒産手続ごとの優先順位	99
(1) 破産	100
(2) 民事再生	101
(3) 会社更生	101
(4) 特別清算	102

第7章 倒産手続開始の効果の基礎 103

I 財産の管理機構の手続上の地位	103
1 倒産債務者の財産	103
2 管理機構の倒産手続上の地位	105
(1) 破産	105
(2) 民事再生	106
(3) 会社更生	106

(4) 特別清算	107
II 財産の管理機構の実体法上の地位	107
1 管財人と保全管理人	107
2 再生債務者と特別清算人	108
III 倒産開始の倒産手続上の効果	109
1 個別的権利行使の禁止	109
(1) 破産	110
(2) 民事再生	110
(3) 会社更生	111
(4) 特別清算	111
(5) 個別的権利行使の禁止の対象行為の相違	112
2 訴訟手続の中断等	112
(1) 破産・会社更生	113
(2) 通常再生	113
(3) 個人再生	114
(4) 特別清算	114
IV 倒産手続開始の実体法上の効果	114
1 手続債権の弁済禁止	114
(1) 破産	115
(2) 民事再生	115
(3) 会社更生	116
(4) 特別清算	116
2 倒産債務者が手続開始後に債務者財産に関して行った行為	117
(1) 破産・会社更生	117
(2) 通常再生で管理命令が発令されている場合	118
(3) 管理命令が発令されない通常再生と特別清算	118
3 善意取引の保護	119
(1) 手続開始後の登記・登録	119

(2) 手続開始後の倒産債務者に対する弁済	123
第8章 継続中の契約の処理の基礎	125
I 契約の処理	125
II 双方未履行双務契約の処理規定が設けられた立法趣旨	126
III 双方未履行双務契約の処理（原則）	127
1 双方未履行とは	127
2 解除権を行使（解除権を選択）した場合	129
3 履行の請求をした場合	132
4 解除か履行の請求かの選択基準	133
5 相手方の催告権	134
IV 双方未履行双務契約でありながら別の処理がされる契約	134
V 賃貸借契約	135
1 賃貸人の倒産	135
(1) 双方未履行双務契約の処理規定の適用排除	135
(2) 敷金返還請求権の処遇	136
(3) 具体例での説明	138
(4) 将来の賃料支払債務を受働債権とする相殺	140
2 賃借人の倒産	140
(1) 履行の請求の場合	141
(2) 解除の場合	142
(3) 敷金がある場合	143
(4) 具体例での説明	144
第9章 担保権の処遇の基礎	147
I 担保権の処遇の方法	147

1 別除権方式	148
2 更生担保権方式	148
II 別除権の基礎となる担保権（更生担保権の対象となる担保権）	149
1 破産	150
2 民事再生・会社更生	151
3 特別清算	152
4 非典型担保	152
III 債務者財産上にある担保権	152
IV 担保権の第三者対抗要件	154
V 担保権の行使	155
1 破産・民事再生・特別清算	155
(1) 法定担保権の場合	155
(2) 非典型担保の場合	157
(3) 物上代位	157
2 会社更生	158
VI 担保権者に対する対処	158
1 担保保存義務（担保価値維持義務）	158
2 担保権者に対する対抗手段	159
(1) 担保権の実行中止命令	159
(2) 担保権の消滅許可	160
VII 別除権者の倒産手続参加	164
1 不足額の確定事由	164
2 不足額が確定しない場合の措置	165
(1) 民事再生における不足額責任主義	165
(2) 破産における不足額責任主義	166
(3) 特別清算における不足額責任主義	166

第10章 相殺権と相殺禁止の基礎	167
I 相殺権	167
1 債権回収手段としての相殺と相殺の担保的機能.....	168
2 相殺の担保的機能の保護（相殺権）.....	169
II 倒産法での相殺の特則	170
1 相殺の特則を設けた理由.....	170
2 相殺の範囲.....	171
III 相殺の範囲の拡張等	172
1 破産.....	173
(1) 自働債権の拡張.....	173
(2) 将来の請求権・停止条件付請求権を自働債権とする相殺.....	173
(3) 受働債権の拡張.....	175
(4) 具体例での説明.....	176
2 民事再生・会社更生.....	177
(1) 将来の賃料債務を受働債権とする相殺.....	177
(2) 破産との相違点.....	178
3 特別清算.....	178
V 相殺の時期等	178
1 民事再生・会社更生.....	179
(1) 自働債権の要件.....	179
(2) 受働債権の要件.....	179
2 破産.....	181
3 特別清算.....	181
VI 相殺の禁止	181
1 相殺禁止の立法趣旨.....	182
2 危機時期の始期.....	182
3 手続債権者の主観的要件.....	183

4	相殺禁止の効果	183
5	手続債権者の債務負担に関する相殺の禁止	183
(1)	手続開始後の債務負担	183
(2)	危機時期の債務負担	185
(ア)	支払不能後の債務負担	185
(イ)	支払停止後の債務負担	186
(ウ)	倒産手続開始申立て後の債務負担	187
6	倒産債務者の債務者の手続債権の取得に関する相殺の禁止	189
(1)	手続開始後の他人の手続債権取得	189
(2)	危機時期の手続債権取得	192
第11章 否認権の基礎		197
I	否認制度について	198
1	否認の必要性	198
2	倒産手続と否認権	199
II	否認権とは	200
1	手続債権者を害する行為	201
2	受益者の悪意	201
III	否認の対象行為	202
IV	否認の一般的要件	203
1	行為の有害性	203
2	行為の不当性	204
V	財産減少行為	205
1	財産減少行為とはどのようなものか	205
2	財産減少行為の否認の種類	209
(1)	詐害意思による行為の否認	209
(2)	危機時期の行為の否認	210

(3) 過大な代物弁済	212
(4) 無償行為	213
(5) 相当な対価を得て行われる財産処分の特則	216
VI 偏頗行為	218
1 偏頗行為の否認の対象行為	219
(1) 担保の供与	219
(2) 債務の消滅行為	220
(3) 既存債務の内容	220
2 偏頗行為の否認の種類	222
(1) 危機時期の行為の否認	223
(2) 非義務行為の否認	225
VII 否認権の行使とその効果	227
1 否認権の法的性質	227
2 否認権の行使方法	228
3 否認権行使の効果	229
(1) 財産減少行為の否認の効果	229
(2) 偏頗行為の否認の効果	231
第12章 手続法としての特則	235
I 手続法の特則	235
1 会社更生・破産・民事再生と民事訴訟法	235
2 特別清算と非訟事件手続法	236
3 訴訟と非訟	236
II 倒産手続と判決手続の類似点と相違点	237
1 類似点	237
2 相違点その1（手続の流れ）	237
3 相違点その2（審理方法）	238

(1) 審理方法の相違点	239
(2) 任意的口頭弁論	240
(3) 職権探知主義	241
(4) 不服申立て	243

第13章 手続債権の調査・確定手続の基礎 245

I 手続債権の確定方法	245
1 実体的確定方法	245
2 手続内確定方法	246
II 手続債権の実体的確定	246
1 手続債権の届出	246
2 届出の懈怠	247
3 債権調査の方法	248
4 異義等がないことによる確定	249
(1) 確定する内容	249
(2) 確定の効力	250
5 異義等があった場合の確定方法	251
(1) 無名義債権の場合	251
(2) 有名義債権の場合	256
(3) 租税等の請求権の場合	257
(4) 更生担保権の確定	258
III 手続債権の手続内確定	258
1 議決権だけの確定	259
2 計画弁済の対象となる債権としての確定等	259
3 手続債権の存否の確定	261

第14章 再建型倒産手続の概要	263
I 倒産法における再建とは何か	263
1 再建計画	263
2 財務の健全化	265
3 税金の問題	266
II 再建・清算の選択基準	267
III 通常再生	268
1 再生債務者の業務遂行・財産の管理処分権の観点からの分類	268
(1) 自己管理型	268
(2) 後見型	269
(3) 管理型	269
2 債権確定方法の違いの観点からの分類	270
(1) 原則型	270
(2) 簡易再生・同意再生	270
3 再生計画	271
(1) 再生計画の条項	271
(2) 再生計画案の決議と認可	274
(3) 再生計画認可決定確定の効果	275
IV 通常再生手続の流れ	275
1 手続の開始	276
2 保全措置と監督命令	276
3 開始決定	279
4 同時処分	279
5 報告書等提出と再生債権届出	280
6 債権調査	280
7 再生計画案の提出	280
8 付議決定	281

9	再生計画認可決定	282
10	再生計画の遂行	282
11	再生手続終結決定	283
V	会社更生	283
第15章	清算型倒産手続の概要	285
I	倒産法における清算とは	285
II	事業者破産	286
1	配当事件	287
2	異時廃止事件	288
III	事業者破産手続の流れと手続運用	289
1	財産状況報告集会	290
2	破産債権の調査方法	291
3	破産債権の届出	291
4	配当	291
5	異時廃止に関する意見聴取と任務終了の計算報告	293
6	開始から終了までの期間	294
IV	特別清算	294
第16章	消費者倒産手続の特色	297
I	消費者とその倒産原因	297
II	高利金融に対する規制	298
1	利息制限法	298
2	貸金業法	299
3	出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）	299
4	サラ金の利息	299

5 過払金	300
III 消費者倒産手続における法律関係	301
1 貸借契約	301
(1) 破産	301
(2) 個人再生	302
2 労働契約	303
(1) 破産	303
(2) 個人再生	304
IV 破産免責	304
1 免責の根拠	305
2 免責の理念	305
3 免責不許可事由	306
4 免責手続の審理	308
V 消費者倒産を考えるうえでの視点	308
1 倒産原因をつくったのは誰か	308
2 価値観の解釈への反映	309
第17章 消費者倒産手続の概要	313
I 特定調停	313
II 小規模個人再生	315
III 給与所得者等再生	317
IV 破産	319
V 倒産手続の選択基準	321
・ 事項索引	323
・ 著者略歴	327